

嬉野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和5年度定期監査結果を次のとおり公表する。

令和6年2月27日

嬉野市監査委員 三根 清和

嬉野市監査委員 大久保 正人

第1 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年12月31日までに執行された事務事業

第2 監査の日程

令和6年2月9日～22日

期 日	監査対象及び実施内容
2月9日(金)	備品検査（総務・防災課、財政課、広報・広聴課、文化・スポーツ振興課、企画政策課、福祉課、子育て未来課、観光商工課、農林整備課、環境下水道課、新幹線・まちづくり課、教育総務課）
2月13日(火)	総務・防災課、選挙管理委員会事務局、税務課、財政課、観光商工課、茶業振興課、農業政策課
2月14日(水)	文化・スポーツ振興課、広報・広聴課、企画政策課、SAGA2024 推進課
2月16日(金)	教育総務課、学校教育課、環境下水道課、建設課、農林整備課、新幹線・まちづくり課
2月19日(月)	子育て未来課、健康づくり課、市民課、福祉課
2月20日(火)	農業委員会事務局、会計課、議会事務局、監査委員事務局
2月22日(木)	監査委員による合議

第3 監査の項目

- (1) 職員の配置状況及び事務分担について
- (2) 事務事業の執行状況について
- (3) 付属施設の状況について
- (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について
- (5) 歳入・歳出執行状況について
- (6) 予算の流用・充用状況について
- (7) 超過勤務状況について
- (8) 備品について
- (9) 公用車について

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、前述した監査の項目について、各課から提出された関係資料の内容を監査するとともに、不明な点については事情聴取を行い、事務事業が関係法令及び嬉野市監査委員監査基準にのっとり、経済的、効率的かつ有効的に実施されているかに重点をおき、監査を実施した。

第5 監査の結果

令和5年度の事務事業の執行については、監査した範囲内において、おおむね適正に行われていると認めた。しかし、起案文書、その他事務書類の記載方法や事務処理など、残念ながら、一部に適切でないものが見受けられた。

監査の結果について項目ごとに、所見及び指摘・検討事項を記載する。

(1) 職員の配置状況及び事務分担について

市庁舎建設に係る業務や SAGA2024 国スポ・全障スポに係る業務、物価高騰対策に係る事業、令和3年8月豪雨災害の復旧事業など、多大な業務を抱えているにもかかわらず、おおむね順調に事務が執行されていることを認め、評価したい。

年々、高度化・複雑化していく業務、多様化する市民ニーズ、そして次々と繰り出される国の給付事業への対応など、業務量はますます増加していく傾向にあるが、このような状況の中、業務に対して全体的に正職員が不足しているように見受けられる。男性職員も育児休業を取得するようになったことは歓迎すべきことであるが、その代替が正職員で補充されないため、ほかの正職員に負担がかかっているように見受けられる。

また、部署によって男女の比率に偏りがみられるなど、職員配置のバランスが整っていないように感じられた。

職員の心身の健康維持には十分な配慮をもって、事務処理に遅滞、遺漏のな

いよう適正な職員配置に努められたい。

(2) 事務事業の執行状況について

事務事業の執行状況については、特に目立った停滞は見られず、順調に執行されていることを確認した。

なかでも、令和3年度災害の復旧事業については、今年度でほぼ完了することであるが、多数の工事等を長期間かけて遂行されており、担当者の苦労が推察される。

一方、1件50万円以上の事務事業について、31件を抽出し、その執行について精査した結果、事務処理に関して一部に不適切な処理が見受けられた。事務事業の執行に当たっては、例規や関係法令を正しく理解し、適法・適正な事務に努めていただきたい。

なお、軽微な事項については、事情聴取時において指導したので、記載を省略する。

ア 起案書の決裁日等欄の未記入や発信年月日・発信番号の未記入などが見受けられた。嬉野市文書規程（平成18年嬉野市訓令第5号。以下「文書規程」という。）第35条及び第42条に基づき、適切な事務処理を図られたい。

イ 甲決裁の起案文書において起案日と決裁日とが同日とされているものが見受けられたが不自然と受け止めざるを得ない。文書規程第35条に基づき、適切に処理されたい。

ウ 契約事務に関する起案文書にあきらかな金額の記載誤りが見受けられた。回議、決裁の際に慎重な審査を行われたい。

エ 起案文書において起案者の訂正印による訂正が見受けられたが、文書規程第32条第3項に基づき処理されたい。また、訂正箇所によっては再度文書を作成することが望ましい。

オ 工事設計書の精査者の確認印がないものが見受けられた。また、工事着工届や工程表に受付印が押されていないものが見受けられた。適切に処理されたい。

カ 委託業務の契約事務において、相手方からの提出書類に不備（日付空欄など）が見られた。受け付けの際、または事務処理の際に十分に確認されたい。

キ 契約事務や補助事業事務において、書類の綴り方が担当によってまちまちである。統一するためのマニュアルの作成など検討されたい。

(3) 付属施設の状況について

公共施設の管理・利用状況は、おおむね良好に運営されていると認める。

また、今後も引き続き、効率的な施設運営や利用者への周知など、利用者が安心かつ安全に利用ができるよう適正な管理運営に努めていただきたい。

(4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について

本年度も各課が取り組む特色ある事業について報告を受け、聴取時に各課それぞれの状況を伺うことができた。

今後、さらに厳しくなる限られた予算の中においても、嬉野市のための事務事業が、職員の皆さんの創意工夫、知恵により進展するよう期待する。

(5) 歳入・歳出執行状況について

ア 歳入について

ますます事務事業が増大する中で、おおむね適正に執行されているものと認める。各歳入においては、引き続き、でき得る限りの手法・手段を用いて財源確保が必要であると思われる。

税収については、二次元コードを利用したキャッシュレス納付を取り入れるなど、納付方法の拡充を行い、収納事務を充実させて滞納整理に努められている。公平、公正な税負担、自主財源確保のためにも、更なる徴収率の向上に努められたい。

その他、使用料・手数料等各種歳入の厳正な収納についても、各担当課において、不断の努力をされているが、負担の公平性を期すためにも適正な債権管理、回収により一層取り組まれたい。

イ 歳出について

一部未執行の事業も見受けられたが、おおむね順調であると認めた。

(6) 予算の流用・充用状況について

予算の流用については、一部予算計上漏れなどを理由とするものも見受けられたが、大部分は理解できる理由で行われており、おおむね適正に処理されていると認める。あくまで例外的な手段であり、予算編成時には、執行計画と整合性を十分確認し、安易な流用を慎み必要最小限にとどめていただき、計画的な予算執行に努められたい。

(7) 超過勤務状況について

SAGA2024 国スポ・全障スポ関連の事業やイベント関連事業、窓口の休日開庁など休日出勤による超過勤務において、代休の取得が十分ではない状況が見受けられた。職員の心身の健康のため、確実に代休が取得できるよう配慮されたい。

また、平日の時間外勤務において、業務が一部の職員に偏り、過重負担とならないよう適正な人員配置に努められ、超過勤務の平準化と縮小を図っていただきたい。

(8) 備品について

備品については、今年度4月から12月末までに購入したものを対象とし監査を実施した。所管課ごとに常置場所と備品調書と突合し、適切に管理、運用をされていると認めた。嬉野市財務規則(平成18年嬉野市規則第41号)及び嬉野市備品管理事務取扱要領(平成21年嬉野市訓令第3号)に基づき、適正な備品管理に努めていただきたい。

(9) 公用車について

各課管理の公用車において、少しずつ更新されていることが確認できた。

しかし、中には年式が20年以上経過しているものも複数見受けられる。

公用車の維持管理費の増加、また職務に利用する上での安全性が懸念されるため、稼働状況の把握を行うとともに、老朽化による故障頻度や修理費など車両の状況を十分に考慮した上で、今後も計画的な車両の更新に努められたい。